# 第111回八戸市都市計画審議会

平成30年6月27日

# 都市計画に関する情報提供

- ①八戸市都市計画審議会について
- ②八戸市都市計画マスタープランについて
- ③八戸市立地適正化計画について
- ④都市計画道路の見直しについて

## ①八戸市都市計画審議会について

### 1.職務

都市計画法第77の2第1項の規定により設置される機関で、

- ①都市計画法によりその権限に属された事項の調査審議をすること
- ②市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議をすること

#### 【都市計画の種類】

土地利用(市街化区域、市街化調整区域、用途地域など)、都市施設(道路、公園、下水道など)、市街地開発事業(土地区画整理事業など)、地区計画等

### 2.審議会委員構成

当審議会の委員は学識経験者、市議会議員、国・県の職員、市の住民で構成されております。委員数は15名。

### 3.審議会の位置付け

「都市計画を決定・変更する際、都市計画審議会の議を経て決定・変更するもの」と都市計画法の条文に記載されている。

### 言い換えれば

◇都市計画審議会で案が否決されると、一般的には都市計画を決定・変更できない。

## ②八戸市都市計画マスタープランについて

- ■都市計画マスタープランについて (目標年次:平成50年)
- ●目指す将来像やその実現に向けた基本方針などを示す「都市計画」の指針
- 平成30年3月に**「えがおを はぐくむ」えがおが つながる まち」**を将来都市像とする都市計画マスタープランを策定

### 【都市計画マスタープランの構成】

全体構想	八戸市全体の将来像を示す
地域別構想	市内を身近な地域に区分し、 各々の将来像を示す
推進方策	構造の実現のための進め方 を示す

### 【将来都市構造】

都市活力の維持・向上を図りながら、 みんなが住みやすい・住み続けられるまちを実現する、

コンパクト&ネットワークの都市構造

を構築します。

#### 【将来都市像】



えがおを はぐくむ えがおが つながる まち





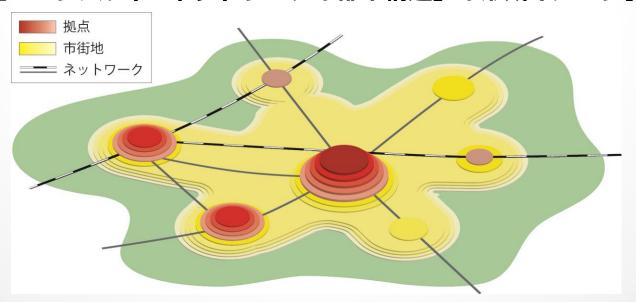
## ②八戸市都市計画マスタープランについて

- ■『コンパクト&ネットワークの都市構造』とは
- ●市街地の拡大を抑制して「**コンパクト」な市街地を形成**するとともに、市内各所と拠点を結ぶ公共交通などの「ネットワーク」の充実を推進

### これにより…

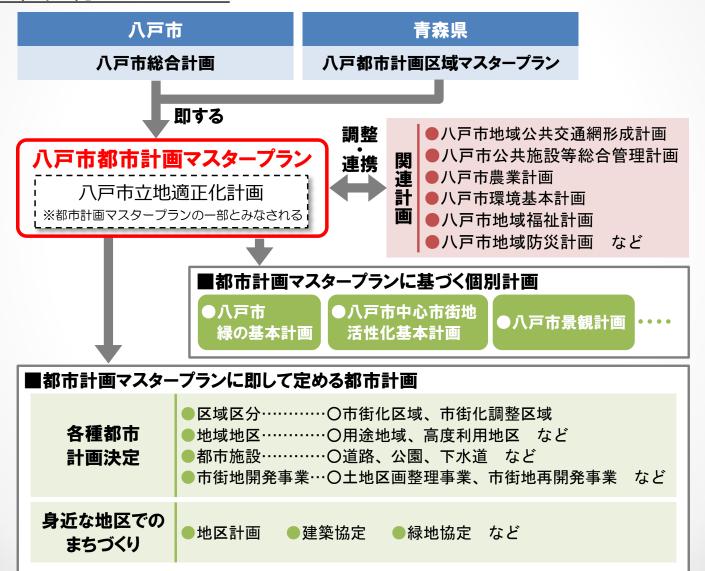
●人口が減少する中でも都市活力の維持・向上を図りながら、みんなが住みやすい・住み続けられるまちを実現

### 【「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成イメージ】



## ②八戸市都市計画マスタープランについて

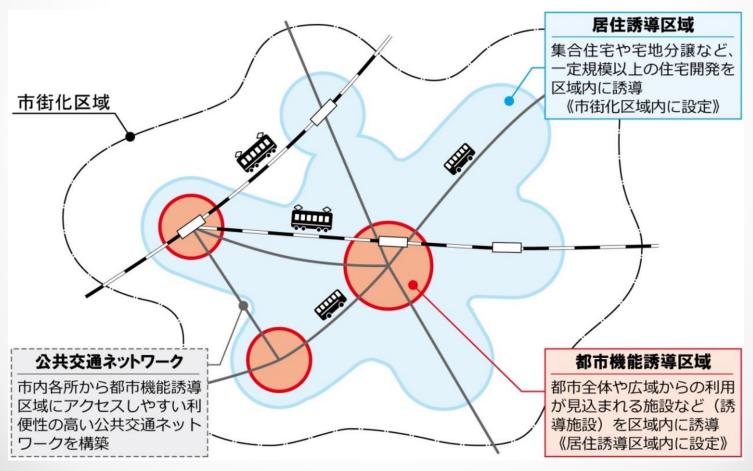
### ■計画の位置付けについて



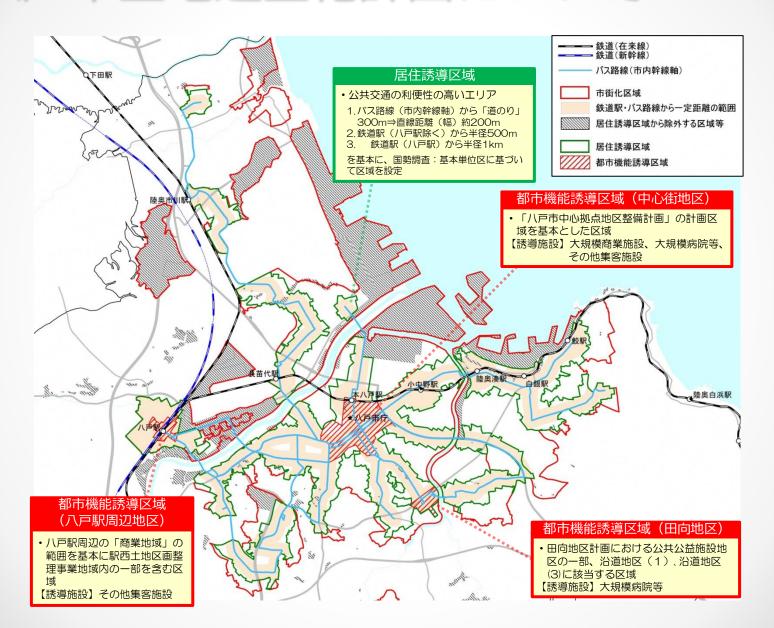
## ③八戸市立地適正化計画について

### 立地適正化計画とは・・・

- ○人口減少や超高齢社会が進行する中でも、暮らしやすいまちの構造(コンパクト&ネットワークの都市構造)を形成してくための計画
- ○八戸市では、都市再生特別措置法に基づき平成30年3月に策定



## ③八戸市立地適正化計画について



## 4都市計画道路の見直しについて

### 都市計画道路の見直し(1/2)

#### 都市計画道路を決定する目的と効果

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため

- 事前にルートを示す
- 道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う

#### 都市計画道路を見直しする目的

#### 【社会情勢の変化】-

- 〇近年の人口減少・少子高齢化の進行
- 〇まちづくりの方向性の変化(中心市街地の再生) により、道路の必要性も変化
- 〇公共投資の縮減

#### 【長期間未着手に弊害・課題】

- 〇実施時期の不明確により、地権者の将来生活設 計に支障
- 〇建築制限により、土地の有効利用や土地売買に 影響
- 〇現在の整備ペースでは、相当な期間、建築制限 を課す状態が続く



<u>未整備の都市計画道路</u>について、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を 検証し、計画の継続、変更、廃止の位置づけを適切に行う

#### 都市計画道路見直しの現状

○第1回見直し(H21~24)では、19都市計画区域において実施(24都市計画区域中) (路線数・延長等、下記のとおり見直された)

平成21年度末時点

528路線、決定延長1,357km 未着手753km(55%)



平成24年度末時点

446路線、決定延長1.151km 未着手509km(44%)

〇H25年度~H29 第2回見直しに向け評価カルテの作成、各市町村へのヒアリング等

## ④都市計画道路の見直しについて

### 都市計画道路の見直し(2/2)

- 〇都市計画道路の見直しは平成17年度策定のガイドラインを基に実施
- 〇平成29年度から平成30年度にかけて、各市町村において都市計画基礎調査を実施
- 〇前回見直し手続き(平成22年度~平成24年度)から10年経過で見直しタイミングを迎える
- ○立地適正化計画の策定、公共交通網計画などの作成契機
- ○総合計画等の上位計画の見直しの反映

これら社会情勢の変化を考慮したカルテの見直し、ヒアリングの結果等による定性的な評価と平成31年度に予定する将来道路網検討調査による定量的な評価を行い、見直し手続を進捗

